

【表紙】
【提出書類】 大量保有報告書
【根拠条文】 法第27条の23第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 三井物産企業投資株式会社
代表取締役社長 川原 正美
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目3番7号
【報告義務発生日】 平成26年7月16日
【提出日】 平成26年7月17日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	安川情報システム株式会社
証券コード	2354
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	三井物産企業投資株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目3番7号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成15年5月16日
代表者氏名	川原 正美
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	今野 功二
電話番号	03(3285)3173

(2)【保有目的】

資本業務提携を通じた関係強化を目的とした政策投資

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等（株・口）				3,599,700
新株予約権証券（株）	A		-	H
新株予約権付社債券（株）	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計（株・口）	O	P	Q	3,599,700
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T			3,599,700
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U			

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成26年7月16日現在）	V			18,000,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）				20.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）				

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成26年7月16日	株券（普通株式）	3,599,700	20.00	市場外	取得	228

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、発行者株式を「三井物産企業投資投資事業有限責任組合」（以下「譲受人」という。）の無限責任組合員として保有する。

提出者及び譲受人は、株式会社安川電機（以下「譲渡人」という。）との間で、平成26年7月16日付で株式譲渡契約を締結し、同契約において以下の合意をしている。

(ア)譲受人は、譲渡人から発行者の普通株式3,599,700株を譲り受ける（以下「本株式譲渡」という。）。

(イ)本株式譲渡の実行予定日は、平成26年8月29日とする。

提出者は、発行者との間で平成26年7月16日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」という。）を締結し、同契約において以下の合意をしている。

(ア)提出者は、本資本業務提携契約締結日から2年が経過するまでの間、発行者が事前に書面により承諾した場合を除き、譲受人をして発行者株式の全部又は一部を、第三者に譲渡、移転、担保提供その他の方法により処分し、かつ承継させてはならない。

(イ)提出者は、上記(ア)に規定する期間後も、譲受人をして発行者の株式を譲渡させる場合には、その旨及び譲渡を希望する発行者株式の数を書面にて発行者に通知する等の一定の手続を経なければ、譲受人をして発行者株式の全部又は一部を譲渡させてはならない。

(ウ)提出者が三井物産株式会社の子会社でなくなった場合又は発行者の責めに帰すべき事由によらずに本資本業務提携契約が終了した場合、発行者は、提出者に対し、譲受人をして発行者又は発行者の指定する者に発行者株式を譲渡させることを請求できる。

(エ)提出者は、本株式譲渡の実行以降、発行者の取締役候補者を最大2名まで指名できる。

[上記提出者の保有株券等の内訳] 中の [株券等保有割合] の「上記提出者の株券等保有割合（％）
 $(T / (U+V) \times 100)$ 」は、小数点以下第3位を四捨五入して記載している。譲受人が保有することとなる発行者株式に係る議決権の数の発行者の総株主の議決権の数に対する割合は20%未満である。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	820,731
上記（Y）の内訳	「三井物産企業投資投資事業有限責任組合」としての取得資金
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	820,731

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地